



## 監査報告書

公立学校共済組合静岡支部  
支部長 池上 重弘 様

監査員 岩堀 伸昭  
監査員 橋本 純

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合静岡支部の定期監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査の年月日  
令和 6 年 6 月 11 日 (火)
- 2 監査対象期間  
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- 3 監査事項  
短期・厚生年金保険・経過的長期・退職等年金・業務・保健・貸付の各経理に係る事業の内容、諸帳簿、伝票、証ひょう書類、資産の管理
- 4 監査の結果の概要  
各経理とも、諸帳簿等について適切な会計処理が行われており、業務についても適正に執行されている。
- 5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項  
なし
- 6 文書をもって注意しなければならない事項  
なし

## 7 その他参考事項

- (1) ベネフィットステーション事業について、登録率が 30%程度であることから、さらなるメニューの充実を図るなど登録率の向上に努めていただきたい。
- (2) 令和 8 年度に予定している県立学校の総務事務集中化に向けて、共済組合関係の手続きについても、教職員が理解しやすい案内や説明となるように準備を進めていただきたい。
- (3) 共済組合の給付金の支給明細である給付金決定通知書について、電子メール等による該当職員への個別配布を検討していただきたい。
- (4) 教職員が病気による特別休暇等を取得しやすい環境となるように、学校現場におけるサポート体制を整備していくための制度の設計や充実を図っていただきたい。
- (5) 定年年齢の引き上げにより給与が 7 割水準になるにもかかわらず、業務内容に変更はなく、また、体力の限界などを理由に定年延長を選択できない職員がいると伺っている。このような者が退職後の生活のために年金を繰り上げ受給しても減額されるなどの制度上の課題も生じており、より現場の声や状況を拾い上げて事業に反映していただきたい。